入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年2月25日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役

石油天然ガス開発推進本部長 横井 研一

- 1. 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

「石油・天然ガスレビュー」の校正・校閲業務

(2)契約期間

契約締結日(令和2年4月1日を予定)から令和3年3月31日まで

(3)入札方法

入札金額は、「石油・天然ガスレビュー」原稿1ページ、校正・校閲1回あたりの 単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を1円単位で入札書に記載すること。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 下記全ての条件を満たすものとする。
- (1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03 年度(平成31・32・33 年度)競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされている者、 又は当該競争参加資格を有していない者で入札日までに競争参加資格の審査を受け、当該等級に格付けされた者であること。
- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 本公告に示した業務を遂行できることを証明するため、以下の書類「実績証明書」 を別途指定する日までに下記3.(1)の場所に提出の上、機構担当職員より認め られた者であること。

「石油・天然ガス専門誌の校正・校閲作業について、3年以上の経験を有する者に 係る書類(フォーム自由、箇条書き可)」

(5)入札説明書の交付を受け、期日までに「一般競争入札参加申請書」を提出する者であること。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 入札書の提出先及び問い合わせ先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 西棟18階 調査部 管理課 内田幸子、石澤英俊

 $E \nearrow -\nu$: oilgas-info@jogmec.go.jp、FAX: 03-6758-8054

(2) 入札説明書の交付

入札参加希望者に、上記(1)において令和2年3月13日(金)17時までの 間配布する。

(3) 一般競争入札参加申請書等の提出期限

令和2年3月18日(水)12時までに下記の提出物を郵送若しくは持込により 必着のこと。提出先は上記(1)のとおり。

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 競争参加資格決定通知書(全省庁統一資格)写し
- ③ 実績証明書

(4) 入札書の提出及び開札日

日時:令和2年3月23日(月)14時00分~(13時50分受付開始)

場所:東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 西棟19階A会議室

※日時・場所は変更となる場合があります。変更する際には一般競争入札参加申 請書提出者に対して事前にご連絡いたします。

4. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

5. その他必要な事項

- (1) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者が行った入札及び条件に違反 した入札は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、 最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無

○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札

若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。 なお、案件への応札若しくは応募又は契約締結をもって同意されたものとみなさせて いただきますので、ご了知願います。

- (1) 公表の対象となる契約先
 - 次のいずれにも該当する契約先
 - ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
 - ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上